

平成19年3月2日改正

『安比高原スキー場 ETC 遊遊割引』利用約款

(通則)

第1条 本約款は、株式会社岩手ホテル&リゾート及び東日本高速道路株式会社が実施する「安比高原スキー場 ETC 遊遊割引」(以下「本商品」といいます。)について適用します。

(定義)

第2条 本約款の中で使用する用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

一. ETC 無線通信／ETC システム利用規程第 2 条に定める ETC システムにおける無線通信をいいます。

二. ETC カード／東日本高速道路株式会社との契約によりクレジットカード会社が発行した ETC クレジットカード並びに東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「六会社」といいます。)が契約に基づき共同で発行した ETC パーソナルカードをいいます。

三. ETC 車載器／ETC システム利用規程第 2 条に定める、車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。

四. セットアップ／ETC システム利用規程第 2 条に定める、ETC 車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

(対象車両)

第3条 本商品は、ETC 無線通信により通行が可能な普通車及び軽自動車(車種区分については、道路整備特別措置法(昭和 31 年法律第 7 号)第 25 条第 1 項の規定により東日本高速道路株式会社が公告する高速道路(全国路線網)の料金車種区分によります。以下同じ。)が対象です。

(実施期間等)

第4条 本商品の実施期間は、平成19年2月3日(土)から平成19年3月11日(日)までとし、その間の土曜日、日曜日及び祝日のうち 1 日を利用期間とします。

2. 利用期間以外の日に通じた分の料金及び利用期間以外の日にまたがって通行した分の料金は通常料金(時間帯割引が適用される場合、時間帯割引適用後の料金。以下同じ。)をお支払いいただきます。

3. 利用期間は、事前の申込時に申し出が必要です。

(申込方法等)

第5条 本商品は、この約款に定める事項を承諾の上、ご利用開始前日までに東日本高速道路株式会社東北支社盛岡管理事務所まで電話にてお申込みください。

2. 本商品は、次の各号を満たさない場合は、申し込みを無効とし、第8条に規定する区間を走行した場合においても割引の対象となりません。

一. 登録事項の申し出が正しく行われ、申し出の内容に誤りが無いこと。

二. ETCカードを利用していること。

三. 申込時に登録されたETCカードの名義が本商品申込者またはその家族等であること。

四. リフト5時間券(食事券+ドリンク券+温泉入浴券付)をご購入いただくこと。

(受付番号等)

第6条 東日本高速道路株式会社は、電話にて本商品の受付を完了したときは、本商品の申込者に対し、受付番号を通知します。

2. 受付番号は、理由の如何を問わず再通知いたしません。

3. ETCカードの利用の可否は発行カード会社又は六会社の定めによりますので、この約款に基づく本商品の受付は、申込されたETCカードの高速道路における利用を保証するものではありません。

(受付内容の変更)

第7条 本商品において受付を完了した後は、受付内容についての変更ができません。受付内容についての変更が必要な場合は、第13条に定める解約を行ったうえで、再度電話による申込手続を行ってください。

(利用可能な区間及び走行経路の指定)

第8条 本商品のご利用は、申込時に登録していただいた利用期間において、別表1に定める出発地及び到着地(以下「発着IC」といいます。)から流入した際に開始されます。ただし、高速道路の通行止のため、発着ICからの流入ができなかった場合には、発着ICの区間内のICから高速道路への流入を行った場合、発着ICとみなして前段の規定を適用します。

(利用方法)

第9条 本商品により、申込時に登録していただいた利用期間内に前条に定める区間を通行する場合は、申込時に登録の車種に属する自動車で通行してください。申込時に登録の車種よりも上位の車種で通行した場合は、各通行について当該上位車種の通常料金をいただきます。

2. 料金所においては、申込時に登録していただいたETCカードをETC車載器に挿入し、ETCゲートをETC無線通信により通行してください。登録と異なるETCカードで通行された場合には通常料金をお支払いいただきます。

3. 入口料金所のETCレーンが点検等によりご利用いただけなかった場合には、一般レーンで通行券を取り、出口料金所においては、一般レーンの料金所係員に申込時に登録していただいたETCカードと入口通行券をお渡しください。出口ETCレーン

が閉鎖している場合には、一般レーンの料金所係員に登録している ETC カードをお渡しください。

(請求等)

第 10 条 料金は、第8条に定める利用区間の通行に対して個別に請求いたします。なお、料金所通行時における料金所の路側表示器の表示、ETC 車載器の料金表示及び音声案内並びに「ETC 利用照会サービス」の料金表示は通常料金(ETC通勤割引が適用された通行の場合は割引後の料金)となりますが、本商品の対象となる通行については請求時には本商品の料金のみをいただきます。

(他の割引との適用関係)

第 11 条 本商品には、マイレージ割引又は ETC 前納割引以外の割引は重複して適用されません。

2. マイレージ割引又は ETC 前納割引については、本商品の料金の額に割引を適用します。

(適用対象外及び無効)

第 12 条 各通行が次の各号の一に該当する場合は本商品の適用対象外とし、その通行に係る料金は通常料金でお支払いいただきます。

- 一. 申込時に登録していただいた ETC カード以外でご利用になったとき。
- 二. 申込時に登録していただいた車種より上位の車種でご利用になったとき。
- 三. 申込時に登録していただいた利用期間以外の日に通るされたとき又は申込時に登録していただいた利用期間以外の日にまたがって通行されたとき。
- 四. 利用期間中に発着 IC を流入しなかったとき。
- 五. 第8条に定める区間以外の区間を通るされたとき又は同条に定める区間を超えて通行されたとき。

2. 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の申し込みを無効とし、利用期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。また、東日本高速道路株式会社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合には、道路整備特別措置法第 26 条の規定により、通常料金のほか割増金をお支払いいただきます。

- 一. セットアップされた ETC 車載器を未設置で通行されたとき。
- 二. 申込時に登録していただいた1枚の ETC カードを同時に2台以上の車両に使用したとき。
- 三. 前2号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品を利用されたとき。

(解約等)

第 13 条 申込時に登録していただいた利用期間中に発着 IC を流入し、第 8 条に定める区間を登録済みの ETC カードでご通行された場合、途中解約、払戻し及び一部返金はありません。

2. 申込時に登録していただいたご利用開始前日 17:00 までに申し出があった場合に限り本商品を解約できます。（当該日時までに解約の申し出がない場合であって、申込時に登録していただいた利用期間中に発着 IC を流入し、第 8 条に定める区間を登録済みの ETC カードでご通行されたときには、途中解約、払戻し及び一部返金はありません。）

3. 第 2 項に基づく解約が行われない場合でも、申込時に登録していただいた利用期間中に発着 IC の流入の実績が無かった場合には、お申込み時に遡って解約されたものとし、本商品の料金はいただきません。

(個人情報の保護)

第 14 条 本商品の申込者の個人情報は、[東日本高速道路株式会社が別に定める個人情報の保護に関する方針](#)に従って適切に取扱います。

(免責事項)

第 15 条 東日本高速道路株式会社は、次の各号に掲げるときには、本商品の申込者が被った被害について一切責任を負いません。

一. 東日本高速道路株式会社の責めに帰することができない登録事項の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。

二. 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。

三. 東日本高速道路株式会社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本商品の申込者の個人情報が漏えいし、改ざんし、又は窃取されたとき。

四. 東日本高速道路株式会社の責めに帰することができない通行止又は渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。

(約款の変更)

第 16 条 東日本高速道路株式会社は、特別の事情によりこの約款を変更することがあります。

2 東日本高速道路株式会社は、前項の変更を行った場合、変更内容を[東日本高速道路株式会社ホームページ](#)への掲示等の方法で周知します。

3 東日本高速道路株式会社は、第 1 項の変更によって登録者が被った損害について、一切責任を負いません。

別表 1: 出発地及び到着地(発着IC)

路線名	道路名	インターチェンジ名
東北縦貫自動車道	東北自動車道	盛岡南、盛岡、滝沢、松尾八幡平